

緊急輸送路沿道建築物の耐震化 にご協力をお願いします

姫路市では、巨大な地震・津波などの大規模災害時に、救命救急・消火活動、緊急物資の輸送などに利用する道路を緊急輸送路として指定しています。

大きな地震の発生後でも、緊急輸送路としての機能が発揮できるよう、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、建物所有者だけでなく、周辺地域の住民の生命と財産を守るとともに、地域の復旧・復興を進めていくためにも極めて重要です。

このようなことから姫路市では「姫路市緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業」として、建築物の耐震診断、耐震補強設計に対する補助事業を創設しました。この事業を活用して沿道建築物の耐震化にご協力くださいますようお願い致します。

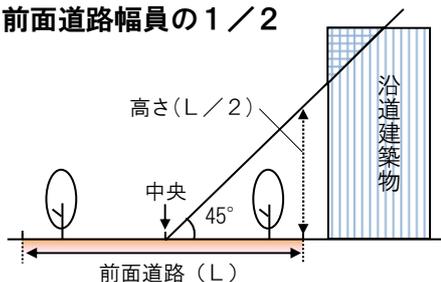
補助制度の概要

1. 補助の対象となる建築物

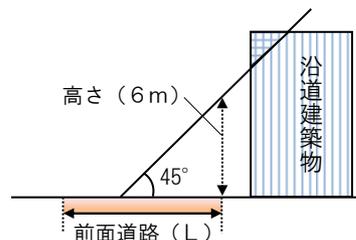
緊急輸送路沿道の建築物（昭和56年5月以前着工のもの）で以下の条件に該当するもの

建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送路の境界線までの水平距離に、次のア、イに掲げる前面道路の幅員に応じ、以下の定める距離を加えたものを超えるもの。

ア 前面道路幅員が12mを超える場合 前面道路幅員の1/2



イ 前面道路幅員が12m以下の場合 6m



2. 補助の対象となる事業

- ・耐震診断
- ・耐震補強設計（耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いもの）

3. 補助金の額

A、Bのうちいずれか低い額^注の2/3

- A 実際に耐震診断または耐震補強設計に要する費用
- B 補助対象基準額（延べ面積×補助基準単価※）（上限額：617万円）

※補助基準単価（1㎡あたりの上限額）

延べ面積が1,000㎡以下の部分	3,600円/㎡
延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分	1,540円/㎡
延べ面積が2,000㎡を超え3,000㎡以下の部分	1,030円/㎡

注 第三者機関の判定等を行った場合は154万円を限度として加算した額

☆補助制度について関心のある方は、建築指導課へご相談ください。

《問い合わせ先》

姫路市 建築指導課 防災・耐震担当
☎079-221-2547